

第96期 報告書

2018年4月1日～2019年3月31日



第 9 6 期 報 告 書

ご 挨 拶

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本
会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 役 会 監 査 報 告 書 謄 本

株 主 ヌ 毛

ご挨拶

平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当社の第96期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）のご報告にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

当事業年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善ならびに堅調な設備投資や企業収益の改善により、全般的に緩やかな回復基調が継続しましたが、年明け以降一部に生産や輸出に弱さがみられました。海外経済におきましては、欧米やアジアなどで緩やかな成長が続いたものの、通商問題などの影響により先行き不透明感が高まりました。

このような状況下、当社グループは、「革新的価値の創造と拡大」を基本方針として掲げ、2017年度を初年度とする3ヵ年計画「2019中期経営計画」の課題である「新製品・新市場の創出」「生産性の向上」「グループ経営の強化」「CSR活動の推進」を進めるとともに、高機能・高付加価値製品による新市場開拓と拡販ならびに生産コストの低減に努め、持続的成長に向けた経営努力を積み重ねてまいりました。その結果、当事業年度におきましては、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも、前期の実績を上回ることができました。

当社グループは、2019年度の経営方針を「さらなる飛躍」と定め、目指す3分野「ライフサイエンス」「電子・情報」「環境・エネルギー」において市場ニーズの変化に柔軟に対応し、新製品・新市場の創出、生産性の向上を推進してまいります。これにより、独創性のある製品を国内外の市場に提供できる機能材メーカーとして、さらなる進化を遂げ、信頼され存在感のある企業グループの実現に向けて引き続き邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役会長
小林 明治



代表取締役社長
宮道 建臣

事業報告

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善ならびに堅調な設備投資や企業収益の改善により、全般的に緩やかな回復基調が継続しましたが、年明け以降一部に生産や輸出に弱さがみられました。海外経済におきましては、欧米やアジアなどで緩やかな成長が続いたものの、貿易摩擦の長期化や欧州、中国経済の減速により先行き不透明感が高まりました。

当社グループを取り巻く事業環境は、原燃料価格上昇や通商問題の影響などが懸念されましたが、国内外需要に支えられ比較的堅調に推移しました。

このような事業環境下、当社グループは、「さらなる飛躍」を目指し「革新的価値の創造と拡大」を基本方針として掲げ、2017年度を初年度とする3ヵ年計画「2019中期経営計画」の課題である「新製品・新市場の創出」「生産性の向上」「グループ経営の強化」「CSR活動の推進」を進めるとともに、高機能・高付加価値製品による新市場開拓と拡販ならびに生産コストの低減に努め、持続的成長に向けた経営努力を積み重ねてまいりました。

新製品・新市場の創出では、国内外における産官学連携の強化や新技術導入などを進め、研究テーマの拡充と新製品上市の加速に努めました。また、海外営業要員を増強し、海外市場での拡販に努めました。生産性向上では、拡大する高機能・高付加価値製品の需要に対応するため生産能力を増強するとともに、効率化投資を推進してまいりました。

以上のような経営努力を積み重ねてまいりました結果、当期の連結売上高は、1,891億5千2百万円と前期比5.1%の増収となりました。連結営業利益は、284億4千2百万円と前期比10.2%の増益、連結経常利益は、300億9千9百万円と前期比9.7%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は、220億3千4百万円と前期比10.7%の増益となりました。

以下、各事業セグメントの概況についてご説明申し上げます。

【機能化学品事業】

脂肪酸誘導体は、アジアにおける環境エネルギー関連の需要が堅調に推移し、売上高は増加しました。

界面活性剤は、トイレタリー関連の需要が好調に推移し、売上高は増加しました。

エチレンオキサイド・プロピレンオキサイド誘導体は、トイレタリー関連の需要が好調であったものの、土木・建築向けの需要が減少し、売上高は前期並みとなりました。

有機過酸化物は、国内およびアジアでの需要が底堅く推移し、売上高は前期並みとなりました。

ディスプレイ材料は、中小型液晶パネル関連の需要が減少し、売上高は減少しました。

特殊防錆処理剤は、欧州での自動車関連の需要が底堅く、売上高は前期並みとなりました。

これらの結果、機能化学品事業の連結売上高は、1,275億1千2百万円（前期比5.7%増）、連結営業利益は、202億9千7百万円（前期比8.0%増）となりました。

【ライフサイエンス事業】

食用加工油脂は、製菓・製パン用機能性油脂の需要が底堅く、売上高は前期並みとなりました。

機能食品関連製品は、売上高は前期並みとなりました。

生体適合性素材は、MPC（2-メタクリロイルオキシエチルホスホリルコリン）関連製品のアイケア向けの需要が底堅く、売上高は前期並みとなりました。

DDS（ドラッグ・デリバリー・システム：薬物送達システム）医薬用製剤原料は、欧米大口需要家への出荷が堅調に推移し、売上高は増加しました。

これらの結果、ライフサイエンス事業の連結売上高は、278億1千4百万円（前期比1.4%増）、連結営業利益は、73億8千8百万円（前期比2.4%増）となりました。

【化薬事業】

産業用爆薬類は、売上高は増加しました。

宇宙関連製品は、ロケット向け製品の出荷が減少し、売上高は減少しました。

防衛関連製品は、売上高は増加しました。

機能製品は、売上高は減少しました。

これらの結果、化薬事業の連結売上高は、322億2百万円（前期比6.3%増）、連結営業利益は、製品構成の影響もあり19億6千7百万円（前期比86.0%増）となりました。

【その他の事業】

その他の事業は、運送事業および不動産事業から構成されております。その連結売上高は、16億2千2百万円（前期比3.1%増）、連結営業利益は、2億4千7百万円（前期比16.4%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

国内経済は、予定される消費増税に対しては経済・財政政策などによる景気対策の効果が期待されるとの見方がある一方、人手不足感の高まり、企業間競争の激化、不確実性の高まる海外経済など事業環境は厳しい状況にあります。海外経済は、全般的に景気の緩やかな減速基調が見込まれていることに加え、米中貿易摩擦の長期化、英国のEU離脱問題、中国経済の減速などのリスク要因も懸念されるなど、景気の先行きは総じて不透明な状況が続くものと想定されます。

このような情勢下、当社グループは、目指す3分野「ライフサイエンス」「電子・情報」「環境・エネルギー」において市場ニーズの変化に柔軟に対応し、独創性のある製品を国内外の市場に提供できる機能材メーカーとして、さらなる進化を遂げ、信頼され存在感のある企業グループの実現に努めてまいります。

本年度も引き続き、2017年度を初年度とする3ヵ年計画「2019中期経営計画」における基本方針「革新的価値の創造と拡大」に沿って、課題である「新製品・新市場の創出」「生産性の向上」「グループ経営の強化」「CSR活動の推進」を遂行するための各種施策に取り組み、2019中期経営計画目標を達成し、さらなる収益拡大を目指してまいります。

新製品・新市場の創出においては、目指す3分野における成長市場へ積極的に資源を投入してまいります。国内外での産官学連携による新技術導入や事業グループ間連携の強化により、研究テーマの拡充と新製品上市の加速を図ってまいります。海外事業展開を拡大するため、海外拠点の見直しや海外営業要員の増員を図ってまいります。

生産性向上の取り組みでは、成長分野への設備投資の検討・実施を行うとともに、AIやIoT技術を活用した効率化投資にも取り組み、生産能力向上とコスト低減に努めます。

グループ経営の強化においては、グローバルな企業間競争の激化に対応するため、人材の育成を進めるとともに、グループ海外拠点との連携によるマーケティング活動の強化をはかり、グループシナジーを発揮してまいります。

CSR活動の推進においては、コーポレートガバナンス体制の強化に努めるとともに、社会規範と企業倫理に則り経営の透明性・健全性を高めてまいります。リスク管理体制につきましては、リスク管理部会によりモニタリングを強化してまいります。製品の品質管理体制につきましては、従来からの取り組みに加え、品質管理委員会により、当社グループの品質管理をさらに強化し、市場からの信頼を確保してまいります。安全管理体制の強化につきましても、継続的に取り組み、安定操業に努めてまいります。

これらの課題への取り組みを遂行し、さらなる事業革新を進め、国際競争力のある強靱な企業体質を築いてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中における当社グループの設備投資の総額は、59億円であり、完成および継続中の主要な設備は次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

事業所名・会社名	事業の種類別 セグメントの名称	設備内容
当 社 本 社	全 社 (共 通)	福利厚生施設の拡充

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

事業所名・会社名	事業の種類別 セグメントの名称	設備内容
当 社		
武 豊 工 場	化 薬 事 業	火薬・加工品製造設備の増強
尼崎/衣浦工場	機 能 化 学 品 事 業	機能化学品製造設備の増強
衣 浦 工 場	機 能 化 学 品 事 業	衣浦工場総合棟の建設
衣 浦 工 場	機 能 化 学 品 事 業	機能化学品製造設備の増強

③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失 該当事項はありません。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況

区 分		第93期 (15/4~16/3)	第94期 (16/4~17/3)	第95期 (17/4~18/3)	第96期 (18/4~19/3)
営業成績	売上高 (百万円)	170,460	174,057	179,935	189,152
	営業利益 (百万円)	19,365	24,336	25,816	28,442
	経常利益 (百万円)	20,161	25,001	27,430	30,099
	親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	13,589	17,586	19,913	22,034
	1株当たり当期純利益 (円)	76.41	101.14	230.96	259.29
財産の状況	総資産 (百万円)	196,293	217,127	235,874	244,533
	純資産 (百万円)	135,636	152,564	169,572	178,285
	1株当たり純資産 (円)	761.25	876.72	1,980.14	2,108.77
会社数	連結子会社	25	25	25	24
	持分法適用会社	0	0	0	0

- (注) 1. 売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産および純資産は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
3. 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前連結会計年度末の数値で比較を行っております。

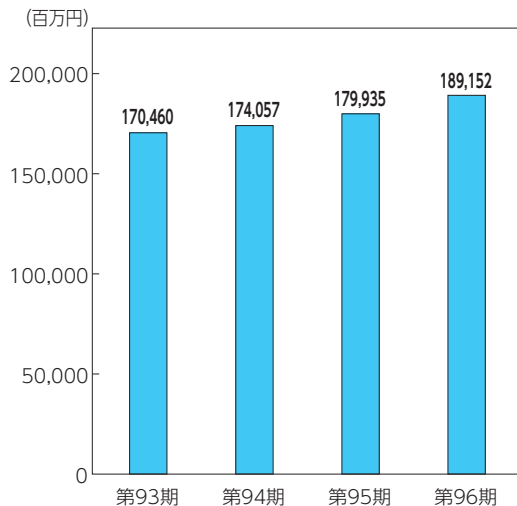
② 当社の財産および損益の状況

区 分		第93期 (15/4~16/3)	第94期 (16/4~17/3)	第95期 (17/4~18/3)	第96期 (18/4~19/3)
営業成績	売上高 (百万円)	113,137	119,058	125,333	130,943
	営業利益 (百万円)	13,048	17,688	20,018	21,396
	経常利益 (百万円)	15,145	19,947	22,943	24,759
	当期純利益 (百万円)	11,245	14,435	17,531	18,869
	1株当たり当期純利益 (円)	63.23	83.02	203.34	222.04
財産の状況	総資産 (百万円)	170,328	189,027	204,397	210,018
	純資産 (百万円)	111,130	124,302	137,014	143,356
	1株当たり純資産 (円)	627.39	718.08	1,607.27	1,703.19

- (注) 1. 売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、総資産および純資産は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
3. 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前事業年度末の数値で比較を行っております。

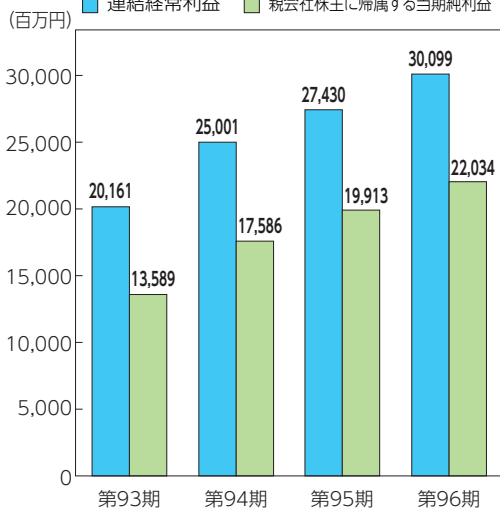
連結業績の推移

●連結売上高の推移



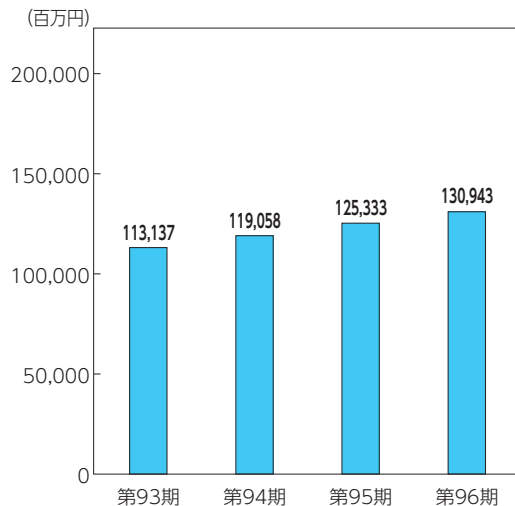
●連結経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益の推移

■ 連結経常利益 ■ 親会社株主に帰属する当期純利益



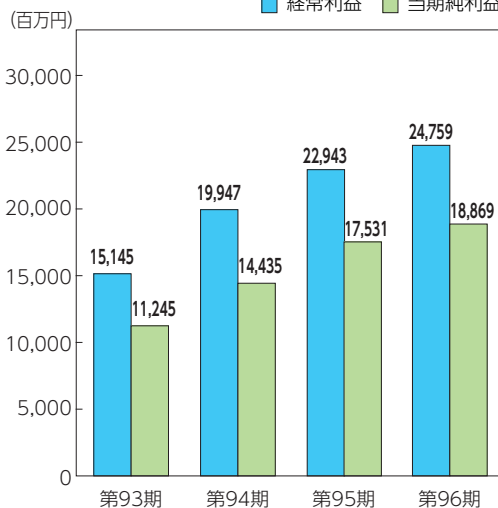
単体業績の推移

●売上高の推移



●経常利益および当期純利益の推移

■ 経常利益 ■ 当期純利益



(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日本工機株式会社	2,000百万円	95.0%	防衛用装備品、産業用爆薬、火工品、防犯用関連商品の製造販売
日油技研工業株式会社	1,478百万円	100.0%	温度管理用示温材、医療滅菌用資材、建設資材、電設器材、ロケット用火工品、化工材、海洋機器の製造販売
北海道日油株式会社	220百万円	100.0%	産業用火薬類、凍結防止剤の製造販売
NOFメタルコーティングス株式会社	186百万円	100.0%	特殊防錆処理剤の製造販売
株式会社ジャペックス	100百万円	70.0% (間接保有25.0%を含む)	産業用火薬類の販売
日油商事株式会社	60百万円	100.0%	塗料・建材、食用加工油脂、健康食品の販売および損害保険代理業
油化産業株式会社	44百万円	100.0%	油脂製品、有機過酸化物、化成品、界面活性剤、金属油剤、化粧品・石鹼基剤、医薬品関連商品の販売
常熟日油化工有限公司	156,852千元	100.0%	脂肪酸誘導体、有機過酸化物の製造販売
PT. エヌ・オー・エフ・マス・ケミカル・インダストリーズ	17,500千米ドル	89.6%	有機過酸化物の製造販売
NOFメタルコーティングス・ノース・アメリカINC.	1千米ドル	100.0%	特殊防錆処理剤の製造販売
エヌ・オー・エフ・アメリカ・コーポレーション	100米ドル	100.0%	化学品等の輸出入および販売
日油(上海)商貿有限公司	12,794千元	100.0%	化学品等の輸出入および販売
エヌ・オー・エフ・ヨーロッパ GmbH	25千ユーロ	100.0%	化学品等の輸出入および販売

(注) 1. 資本金は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社の議決権比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

③ 企業結合の経過

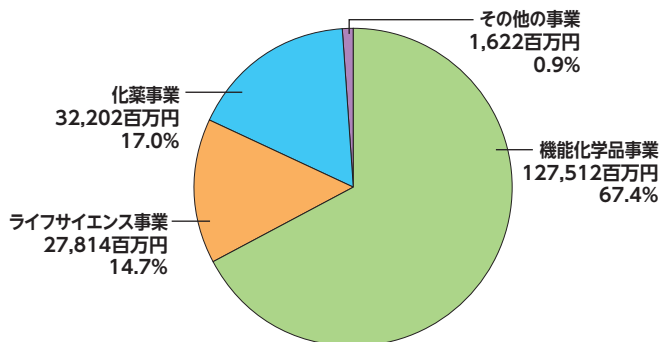
当社の連結子会社は、前記②の重要な子会社の状況に記載の13社を含む24社であり、持分法適用会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループの事業およびその主要製品は、次のとおりであります。

事業内容	主要製品
機能化学品事業	脂肪酸、脂肪酸誘導体 界面活性剤 エチレンオキサイド・プロピレンオキサイド誘導体 有機過酸化物 石油化学品（ポリブテン等） 機能性ポリマー 機能性フィルム 電子材料（液晶表示関連材料等） 特殊防錆処理剤
ライフサイエンス事業	食用加工油脂 機能食品関連製品（医療栄養食、健康関連製品） 生体適合性素材（MPCポリマー、MPCモノマー等） DDS医薬用製剤原料（活性化PEG、リン脂質、医薬用界面活性剤）
化 薬 事 業	産業用爆薬類 宇宙関連製品 防衛関連製品 機能製品
そ の 他 の 事 業	運送 不動産

●第96期 事業セグメント別売上高



(8) 主要な営業所および工場

① 当 社

本 社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
支 社 ・ 支 店	大 阪 支 社 (大阪府大阪市北区) 名古屋支店 (愛知県名古屋市中央区) 福 岡 支 店 (福岡県福岡市中央区)
工 場	川崎事業所〔千鳥工場・大師工場・DDS工場〕(神奈川県川崎市川崎区) 愛知事業所〔武豊工場・衣浦工場・ディスプレイ材料工場〕(愛知県知多郡武豊町) 尼崎工場(兵庫県尼崎市) 大分工場(大分県大分市)
研 究 所	先端技術研究所(茨城県つくば市) 油化学研究所(兵庫県尼崎市・神奈川県川崎市川崎区) 化成研究所(愛知県知多郡武豊町) 食品研究所(神奈川県川崎市川崎区) ライフサイエンス研究所(神奈川県川崎市川崎区) DDS研究所(神奈川県川崎市川崎区) ディスプレイ材料研究所(愛知県知多郡武豊町)

② 子 会 社

日 本 工 機 株 式 会 社	本社	東京都港区
日 油 技 研 工 業 株 式 会 社	本社	埼玉県川越市
北 海 道 日 油 株 式 会 社	本社	北海道美幌市
NOFメタルコーティングス株式会社	本社	神奈川県川崎市川崎区
株 式 会 社 ジ ャ ペ ッ ク ス	本社	東京都港区
日 油 商 事 株 式 会 社	本社	東京都渋谷区
油 化 産 業 株 式 会 社	本社	東京都渋谷区
常 熟 日 油 化 工 有 限 公 司	本社	中華人民共和国
PT.エヌ・オー・エフ・マス・ケミカル・インダストリーズ	本社	インドネシア共和国
NOFメタルコーティングス・ノース・アメリカINC.	本社	アメリカ合衆国
エヌ・オー・エフ・アメリカ・コーポレーション	本社	アメリカ合衆国
日 油 (上 海) 商 貿 有 限 公 司	本社	中華人民共和国
エヌ・オー・エフ・ヨーロッパGmbH	本社	ドイツ連邦共和国

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
3,725名	4名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 上記のほか、臨時従業員205名が在籍しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,648名	20名減	43.1歳	18.8年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、社外から当社への出向者4名を含んでおります。
2. 上記のほか、臨時従業員54名、出向者137名が在籍しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,100
みずほ信託銀行株式会社	700
農林中央金庫	700

(注) 借入額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 347,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 84,169,886株 (自己株式671,490株を除く。)
 (3) 株主数 13,499名 (前期末比1,067名減)
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,510	8.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6,030	7.16
株式会社みずほ銀行	3,230	3.83
明治安田生命保険相互会社	3,128	3.71
日油親栄会	1,950	2.31
日油共栄会	1,489	1.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,485	1.76
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	1,453	1.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,438	1.70
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,387	1.64

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式671,490株を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役会長 ※	小林 明治	
代表取締役社長 ※	宮道 建臣	
取締役 ※	井上 賢吾	
取締役 ※	井堀 誠人	
取締役 ※	坂橋 秀明	
取締役 ※	前田 一仁	
取締役	有馬 康之	一般財団法人保安通信協会理事長
取締役	小寺 正之	
常勤監査役	大坪 啓	
常勤監査役	加藤 一成	
監査役	田中 愼一郎	
監査役	田原 良逸	みずほトラストビジネスオペレーションズ株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役有馬康之および小寺正之の両氏は、会社法に定める社外取締役であります。
2. 監査役田中愼一郎および田原良逸の両氏は、会社法に定める社外監査役であります。
3. 監査役大坪啓氏は、金融機関で長年勤務した経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 監査役田中愼一郎氏は、金融機関で長年勤務した経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 監査役田原良逸氏は、金融機関で長年勤務した経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 一般財団法人保安通信協会と当社との間に特別の関係はありません。
7. みずほトラストビジネスオペレーションズ株式会社と当社との間に特別の関係はありません。
8. 当社は、取締役有馬康之、取締役小寺正之、監査役田中愼一郎および監査役田原良逸の4氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員に指定しております。
9. 監査役出町卓也氏は、2018年6月28日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
10. ※印を付した取締役は、執行役員を兼任しております。
11. 当社では、執行役員制度を導入しております。当期末における執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
会長執行役員	小林 明治	
社長執行役員	宮 道 建 臣	
常務執行役員	井 上 賢 吾	設備・環境安全統括室長、化薬部門管掌
常務執行役員	坂 橋 秀 明	経営企画室長、経理部門、システム部門管掌
常務執行役員	林 俊 行	人事・総務部長、化成部門管掌
常務執行役員	前 田 一 仁	防錆部門長、DDS部門、研究部門管掌
常務執行役員	美 代 眞 伸	油化事業部長、ライフサイエンス部門、ディスプレイ材料部門管掌
執行役員	石 垣 良 一	経理部長
執行役員	石 黒 秀 史	化薬事業部長
執行役員	井 堀 誠 人	資材部長、食品部門担当
執行役員	榎 本 裕 之	研究本部長
執行役員	田 淵 信 太 郎	大阪支社長
執行役員	椿 信 之	化成事業部長、中国プロジェクト本部長
執行役員	宮 崎 恒 春	DDS事業部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外役員)	10名 (2名)	290百万円 (18百万円)
監 査 役 (うち社外役員)	5名 (2名)	55百万円 (12百万円)
計 (うち社外役員)	15名 (4名)	345百万円 (30百万円)

- (注) 1. 上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まれておりません。
2. 上記支給額には、当事業年度中に退任した取締役2名および監査役1名の報酬を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第83期定時株主総会において年額360百万円以内（使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、1988年6月29日開催の第65期定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の支給額のほか、2004年6月29日開催の第81期定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当事業年度中に退任した取締役1名に対して10百万円を支給しております。
6. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	有馬康之	当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
社外取締役	小寺正之	当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
社外監査役	田中慎一郎	当期開催の取締役会17回のうち16回および監査役会15回のうち14回出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
社外監査役	田原良逸	当期開催の取締役会17回および監査役会15回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。

- ② 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
① 当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	63百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	85百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と、「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。
3. 重要な子会社のうち、NOFメタルコーティングス・ノース・アメリカINC.は、Ernst & Young LLP (Cleveland) の監査を受けております。PT.エヌ・オー・エフ・マス・ケミカル・インダストリーズは、Ernst & Young Purwantono, Sungkoro & Surjaの監査を受けております。
4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 非監査業務の内容

当社における英文財務諸表監査等があります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社およびグループ会社が業務の適正を一層強固に確保できる内部統制体制

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項については、取締役会で決議する。
 - b. 取締役および使用人は、日油倫理行動規範に基づき企業倫理を遵守する。
 - c. 倫理委員会は、倫理法令遵守の全社的推進を図る。
 - d. 倫理委員会事務局は、倫理法令遵守に関し、使用人が直接通報・相談できる窓口業務を担当する。なお、通報者に対して不利益な扱いはしない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に関する文書等の情報は、法令および文書取扱規則ならびに情報セキュリティ管理規則等の社内規定に基づき保存・管理する。
 - b. 取締役の職務の執行に関する電子媒体情報については、セキュリティシステムにより不正アクセスなどによる漏洩を防止する。
 - c. 取締役、監査役および取締役または監査役から指名された使用人は、いつでも文書ならびに電子媒体情報の閲覧と謄写ができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 経営リスクについては、レスポンシブル・ケア委員会、情報セキュリティ管理委員会、債権管理委員会などの各専門委員会において分析や対応策の検討を行い、CSR委員会に報告する。また、CSR委員会のもとに設置したリスク管理部会において、リスクの網羅性の確認・評価、リスク管理に関する施策の立案等を行い、CSR委員会に報告する。CSR委員会は、コンプライアンス、情報の管理、環境・安全など様々な経営リスクの集約評価およびリスク管理部会の活動評価を実施し、必要に応じて取締役会で審議する。
 - b. 非常事態が発生した場合は、非常事態対策規則に基づき、非常事態対策本部を設置し、人的安全を確保し、経済的損失を最小に留める体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて適宜開催し、経営および業務執行に関する重要事項につ

- いて決議する。
- b. 取締役会の決議を経るとまのなない緊急を要する重要案件が発生した場合、法令・定款に違反しないかぎり、適宜対処し、次の取締役会で承認を得る。
 - c. 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、夫々の機能強化のため執行役員制度を採用する。
 - d. 取締役および使用人は、職制規則等の社内規定を遵守する。
 - e. 取締役および使用人が共有するグループ全体の目標を定め、この浸透を図ると共に、これに基づく中期経営計画を策定し、取締役会で決議する。また、年度計画については、中期経営計画を基準に策定し取締役会で決議する。
 - f. 経営判断の迅速化のため、政策会議を原則週1回開催する。
- ⑤ 当社およびグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、当社が策定した経営理念および行動指針をグループ会社に浸透させ、事業活動を推進する。また、グループ会社は当社が策定する中期経営計画の基本方針および年度方針に則して方針を策定する。
 - b. 当社は、関係会社管理規則に基づきグループ会社に対する経営管理を実施し、業務執行状況・財務状況等の報告を定期的に求める。
 - c. 当社およびグループ会社の財産や損益に多大な影響を及ぼすと判断される重要案件については、当社取締役会の承認を受ける。
 - d. 当社は、グループ会社のリスク管理に関して、関係会社管理規則に基づきモニタリング等を実施するとともに、レスポンシブル・ケア委員会、情報セキュリティ管理委員会、債権管理委員会などの各専門委員会において分析や対応策の検討を行い、CSR委員会に報告する。CSR委員会は、コンプライアンス、情報の管理、環境・安全など様々な経営リスクの集約評価を実施し、グループ会社に対し、各専門委員会を通して必要に応じて助言等を行う。
 - e. グループ会社の内、グループ業績への影響度の高い会社は、経営上の重要事項に関して、当社と協議するものとし、当社経営幹部会議に出席し、グループ全体の業績状況を把握する。
 - f. 当社は、グループ全体の効率的な業務運営に必要な情報交流の場として、毎年1回関係会社会議を開催する。
 - g. 当社は、法令違反等を未然に防止する体制として、当社およびグループ会社の使用人が直接通報・相談できる内部通報窓口を整備する。
 - h. 当社は、グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、グループ会社に対し法令・諸規定の遵守状況について報告を求め、必要に応じて助言を行う。
 - i. 監査役は、当社およびグループ会社の業務監査を定期的実施する。
 - j. 内部統制室は、当社およびグループ会社の業務監査を定期的実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- a. 監査役がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合、監査業務を補助するために必要な知識・能力を備えた使用人を配置する。
 - b. 使用人が監査役の職務を補助する際には、当該使用人は、取締役および上位職位者の指示命令を受けない。

- c. 監査役を補助する使用人については、当該使用人の取締役および上位職位者からの独立性と監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命・異動等、人事に関する事項の決定には、監査役の同意を必要とする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制ならびにグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告する体制その他監査役への報告に関する事項
 - a. 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席する。
 - b. 当社の取締役および使用人は、取締役会等での決定に基づく業務執行の結果のうち、重要なものについては、監査役に報告する。
 - c. 当社の取締役および使用人は、重大な法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。
 - d. 内部統制室は、業務監査の結果について、定期的に監査役に報告する。
 - e. グループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。
- ⑧ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - a. 当社は、監査役に報告をした者に対して不利益な取扱いはいしない。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - a. 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還または負担した債務の弁済の請求を受けた場合は、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑩ 監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査役は、監査役会にて定める監査役監査基準に従って監査を実施し、必要の都度、取締役と協議して監査の実効性を高める。
 - b. 会計監査人は、監査計画と監査結果を定期的に監査役に対して報告する。また、監査役は必要に応じて会計監査人や当社の各部門およびグループ会社と情報交換や意見交換を行う。
 - c. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換して、相互認識と信頼を深める。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - a. 内部統制室は、当社およびグループ会社の財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、財務報告に関わる内部統制システムの整備および構築を行い、財務報告に関わる重要なプロセスの統制活動の強化を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当期において実施した主な取り組みは、以下のとおりであります。

(当社およびグループ会社における業務の適正の確保に関する取組み)

当社では、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を当期に5回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会規則に定められた重要項目について確認・決定するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行っております。グループ会社は、関係会社管理規則に定められた重要な事項について、当社に対し承認申請・報告を行っております。

(コンプライアンスに関する取組み)

倫理委員会が主導して、グローバル・コンプライアンス・マニュアルをはじめとした関連規定を整備するとともに、内部通報窓口の運営、さらに当社を含む国内外のグループ会社全てにおいてコンプライアンス研修を継続しております。

当期は、個別の国・地域における法制度の特徴を踏まえた国別コンプライアンス・マニュアルの現地国言語および日本語による整備を推進し、グループ各社で共有しております。

(リスク管理に関する取組み)

リスク管理については、レスポンシブル・ケア委員会、情報セキュリティ管理委員会、債権管理委員会などの各専門委員会が、グループ会社を含めた担当業務分野のモニタリング等を実施するとともに、結果を分析し、対応策を社長が委員長を務めるCSR委員会に報告しています。また、当期はCSR委員会のもとにリスク管理部会を設置しました。CSR委員会では、コンプライアンス、情報の管理、環境・安全など様々な経営リスクの集約・評価を実施しております。

(監査役監査の実効性確保に関する取組み)

監査役は、内部統制室および会計監査人と定期的な協議の場を設け、緊密な連携体制をとっております。その上で監査役は、取締役会、経営審議会、CSR委員会および各専門委員会などの重要会議への出席、支社・支店・事業所などへの往査、事業部門および関係会社に対するヒアリング、グループ監査役連絡会（当社監査役と関係会社監査役間相互の情報交換などを目的とする）の開催などにより監査の実効性の確保を図っております。

監査役は、取締役や社内関係部署から重要な意思決定や職務の執行状況、職務の執行に関する説明を受け、あるいはそれらに関する重要な文書の閲覧等により、必要とする情報の提供を受けており、監査役への報告は適切に行われております。

(内部統制体制の運用状況の評価)

内部統制体制は毎年見直しを実施しております。当社は、2019年4月に開催した取締役会において、内部統制体制の整備に関する方針に定める各事項について当期における運用状況を評価しましたが、適正に運用されていることを確認しました。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。一方、当社の支配権の移転を伴う買付提案等がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上

強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討するための、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、1937年の創業以来、事業の多角化、事業のグローバル化、そしてまた、事業領域と経営資源の選択と集中を進めながら、幅広い事業領域を有する総合化学メーカーとして成長してきました。

現在、当社は、「バイオから宇宙まで幅広い分野で新しい価値を創造し、人と社会に貢献します」との経営理念に基づいて、安定的かつ持続的な成長と発展を実現すると共に、社会の一員として、コンプライアンスはもとより、自然環境保護や健康、安全の確保などの企業の社会的責任を果たすことにより、あらゆるステークホルダーの皆様にとって、存在価値のある企業であり続けることを目指しております。

上記の長期的な視点に立った経営理念の下で、当社は、中期的に実現すべき目標として、期間を3年間とする中期経営計画を策定し、その達成に向け、計画を推し進めております。

当社は、永年培ってきた多様な固有技術を含む有形・無形の経営資源が一体となって、当社の企業価値を創造していると考えております。従って、これらの経営資源を十分理解し最大限有効に活用して、安定的かつ持続的な企業価値の更なる向上を目指すことが、株主の皆様の共同の利益に資するものと考えます。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2016年5月10日開催の当社取締役会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を決議しました。本対応方針の概要は、以下のとおりです。

大規模買付者が下記a. およびb. の大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為が明らかに株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合を除き、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

- a. 事前に大規模買付者は当社取締役会に対して当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を提供する。
- b. 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する。

一方、大規模買付者により、当該大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。当社取締役会が対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、社外取締役、社外監査役または社外有識者からなる独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議に

ついて株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様が発動の可否を判断いただくための株主検討期間を設けた上で、株主総会を開催することがあります。

本対応方針は、2016年6月29日開催の当社第93期定時株主総会の決議をもって同日より発効し、有効期間は2019年6月に開催される当社第96期定時株主総会終結の時までとしており、有効期間中に、a. 当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、b. 当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

(4) 本対応方針の合理性について

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

本対応方針は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該買付等に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものです。

本対応方針における対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本対応方針の透明な運用を担保するための手続も確保されております。

本対応方針は、株主総会での承認により発効することとしており、2016年6月29日開催の当社第93期定時株主総会にて本対応方針について株主の皆様のご意思を確認させていただいたことから、株主の皆様のご意向が反映されております。また、本対応方針継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において、本対応方針の変更または廃止の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で変更または廃止されることになり、株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。

本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を1年としているため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

これらの理由により、本対応方針は、会社役員への地位の維持を目的とするものではありません。

なお、当社は2019年5月9日開催の取締役会において、コーポレートガバナンスの充実、強化に取り組み、持続的成長に向けた経営努力を積み重ねることが、当社の企業価値・株主の共同利益の向上に資するとの考え方に加え、コーポレートガバナンス・コードの改訂や国内外の機関投資家をはじめとする株主の意見を踏まえ、当社第96期定時株主総会終結の時をもって本対応方針を継続しないことを決議しました。詳細につきましては、当社ホームページの2019年5月9日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）に関するお知らせ」をご参照ください。（<http://www.nof.co.jp>）

連結貸借対照表 2019年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	127,168	流動負債	42,108
現金及び預金	40,767	支払手形及び買掛金	19,727
受取手形及び売掛金	48,001	電子記録債務	1,104
商品及び製品	21,591	短期借入金	1,128
仕掛品	3,528	1年内返済予定の長期借入金	0
原材料及び貯蔵品	11,079	リース債務	95
その他	2,422	未払費用	1,961
貸倒引当金	△223	未払法人税等	4,792
固定資産	117,364	預り金	4,624
有形固定資産	57,695	賞与引当金	3,311
建物及び構築物	22,555	資産除去債務	161
機械装置及び運搬具	11,149	その他	5,201
土地	20,340	固定負債	24,139
建設仮勘定	1,692	長期借入金	8,061
その他	1,957	リース債務	238
無形固定資産	1,154	繰延税金負債	10,347
投資その他の資産	58,514	執行役員退職慰労引当金	93
投資有価証券	53,576	役員退職慰労引当金	0
長期貸付金	3	退職給付に係る負債	4,695
繰延税金資産	891	資産除去債務	34
退職給付に係る資産	2,066	その他	668
その他	2,039	負債合計	66,248
貸倒引当金	△63	(純資産の部)	
資産合計	244,533	株主資本	153,369
		資本金	17,742
		資本剰余金	15,115
		利益剰余金	122,657
		自己株式	△2,145
		その他の包括利益累計額	24,125
		その他有価証券評価差額金	25,224
		為替換算調整勘定	△423
		退職給付に係る調整累計額	△675
		非支配株主持分	790
		純資産合計	178,285
		負債・純資産合計	244,533

連結損益計算書 2018年4月1日から2019年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		189,152
売 上 原 価		128,260
売 上 総 利 益		60,892
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		32,449
営 業 利 益		28,442
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	1,380	
そ の 他	756	2,136
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	80	
為 替 差 損	72	
そ の 他	326	479
経 常 利 益		30,099
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	89	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,035	
受 取 保 険 金	70	
そ の 他	2	1,197
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	27	
減 損 損 失	120	
災 害 に よ る 損 失	245	
固 定 資 産 除 却 損	33	
事 業 撤 退 損	155	
そ の 他	2	584
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		30,712
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9,026	
法 人 税 等 調 整 額	△395	8,631
当 期 純 利 益		22,080
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		46
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		22,034

連結株主資本等変動計算書 2018年4月1日から2019年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日残高	17,742	15,113	113,490	△ 4,522	141,824
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 6,478		△ 6,478
親会社株主に帰属する当期純利益			22,034		22,034
自己株式の取得				△ 4,012	△ 4,012
自己株式の処分		0		0	0
自己株式の消却		△ 6,389		6,389	—
自己株式処分差損の振替		6,389	△ 6,389		—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1			1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	1	9,166	2,377	11,545
2019年3月31日残高	17,742	15,115	122,657	△ 2,145	153,369

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2018年4月1日残高	27,411	490	△ 927	26,975	773	169,572
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 6,478
親会社株主に帰属する当期純利益						22,034
自己株式の取得						△ 4,012
自己株式の処分						0
自己株式の消却						—
自己株式処分差損の振替						—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 2,187	△ 913	251	△ 2,849	17	△ 2,832
連結会計年度中の変動額合計	△ 2,187	△ 913	251	△ 2,849	17	8,712
2019年3月31日残高	25,224	△ 423	△ 675	24,125	790	178,285

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 24社

主要な連結子会社の名称

日本工機㈱、日油技研工業㈱、北海道日油㈱、NOFメタルコーティングス㈱、㈱ジャベックス、日油商事㈱、油化産業㈱、常熟日油化工有限公司、PT.エヌ・オー・エフ・マス・ケミカル・インダストリーズ、エヌ・オー・エフ・アメリカ・コーポレーション、NOFメタルコーティングス・ノース・アメリカ INC.、日油（上海）商貿有限公司、エヌ・オー・エフ・ヨーロッパGmbH

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社は恩欧富塗料商貿（上海）有限公司であります。

非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、連結会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額に対していずれも小規模であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の数および主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社および関連会社の名称等

（非連結子会社）恩欧富塗料商貿（上海）有限公司

（関連会社）尼崎ユーティリティサービス㈱

持分法を適用しない理由

持分法適用外の非連結子会社および関連会社はそれぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等

連結子会社のうち、NOFメタルコーティングス㈱、常熟日油化工有限公司、PT.エヌ・オー・エフ・マス・ケミカル・インダストリーズ、エヌ・オー・エフ・アメリカ・コーポレーション、NOFメタルコーティングス・ノース・アメリカ INC.、㈱ニッカコーティング、NOFメタルコーティングス・ヨーロッパ S.A.、NOFメタルコーティングス・ヨーロッパ N.V.、NOFメタルコーティングス・コリア CO.,LTD.、NOFメタルコーティングス・サウスアメリカ IND.E COM.LTDA.、SIE s.r.l.、日油（上海）商貿有限公司およびエヌ・オー・エフ・ヨーロッパGmbHの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては各社の決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。前記以外の連結子会社の決算日は、いずれも連結決算日の3月31日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

主として連結決算期末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法であります。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法であります。

② 棚卸資産評価基準および評価方法

主として総平均法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア(自社利用)は社内利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社および主要な連結子会社は、従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 執行役員退職慰労引当金

当社の執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

NOFメタルコーティングス・코리아 CO.,LTD.は、役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 - 為替予約取引および金利スワップ取引

ヘッジ対象 - 為替予約 外貨建営業取引

金利スワップ 借入金の金利

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理することとしております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により発生翌連結会計年度から損益処理することとしております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

③消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	16百万円
土地	12百万円
投資有価証券	13百万円
計	42百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金(1年内返済予定を含む)	0百万円
買掛債務等	40百万円
計	41百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 150,160百万円

3. 有形固定資産の国庫補助金等による圧縮記帳累計額

有形固定資産に係る国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は、建物及び構築物509百万円、機械装置及び運搬具387百万円、その他22百万円、計919百万円であります。

4. 債権流動化に伴う買戻義務 1,708百万円

5. 連結会計年度末日満期手形および電子記録債務

受取手形	69百万円
支払手形	1百万円
電子記録債務	294百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下に係る損益
収益性の低下による簿価切下額（前期戻入額相殺後） 256百万円

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
愛知県知多郡武豊町	生産設備等	機械装置等	84百万円
埼玉県川越市	生産設備等	機械装置等	36百万円
茨城県桜川市	生産設備等	建物及び構築物等	47百万円

当社グループは、原則として事業用資産については主として事業部門別にグルーピングを行い、また、遊休資産等については個々の資産または資産グループ単位でグルーピングを行い、減損損失の認識の判定を行っております。

愛知県知多郡武豊町および埼玉県川越市の資産については、営業活動に係る収益性が低下し、将来における収益の改善が見込まれないことから、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（120百万円）として特別損失に計上しております。

茨城県桜川市の資産については、当社グループ製品の販売中止に伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を事業撤退損（47百万円）として特別損失に計上しております。

各資産の回収可能価額は、使用価値により測定しております。なお、使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算は行っておりません。

当該減少額の内訳は、建物及び構築物が47百万円、機械装置及び運搬具が90百万円、工具、器具及び備品が19百万円、その他が10百万円であります。

3. 災害による損失

災害による損失の内訳は、台風により被災した設備等の復旧費用が229百万円、棚卸資産の損害が15百万円であります。

4. 事業撤退損

事業撤退損の内訳は、当社グループ製品の販売中止に伴う棚卸資産の評価減が108百万円、固定資産の減損が47百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式 84,841,376株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,750	44	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年11月1日 取締役会	普通株式	2,727	32	2018年9月30日	2018年12月3日
計		6,478			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案いたします。

①配当金の総額 3,871百万円

②1株当たり配当額 46円

③基準日 2019年3月31日

④効力発生日 2019年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な預金等により資金運用し、また、運転資金および設備資金について、内部資金または銀行借入により資金調達することとしております。デリバティブは、リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程等に従い管理を行っております。投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金は、主に設備投資等に係る資金調達であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されていますが、金利スワップ取引を利用してヘッジしております。また、営業債務、借入金は、流動性リスクに晒されていますが、資金計画等を作成し管理しております。

デリバティブ取引は、資金調達における金利相場の変動によるリスクの軽減を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計の内容については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」4. 会計方針に関する事項〔(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項〕に記載しております。デリバティブ取引の管理については、職務権限規則等に準じて行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、信用度の高い国内銀行と取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注2) 参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(※1)	時価 (※1)	差額
(1) 現金及び預金	40,767	40,767	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(※2)	48,001 (223)		
	47,778	47,778	—
(3) 有価証券および投資有価証券	52,361	52,361	—
(4) 支払手形及び買掛金	(19,727)	(19,727)	—
(5) 短期借入金	(1,128)	(1,128)	—
(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	(8,061)	(8,020)	(41)
(7) デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

(※2) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(3) 有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金ならびに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した借入金ごとに、その将来キャッシュ・フローを、返済期日までの期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

金利スワップの特例処理の対象とされている変動金利による長期借入金は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、借入金と同様の利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,214
出資証券	0

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	2,108.77円
1 株当たり当期純利益	259.29円

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2019年5月9日開催の取締役会において、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を2019年6月27日開催の第96期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしました。

1. 導入の背景および目的

当社取締役会は、執行役員を兼務する取締役(社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。)および役付執行役員(以下「取締役等」といいます。)の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価変動リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規則に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任後となります。

(2) 本制度の対象者

執行役員を兼務する取締役および役付執行役員(社外取締役および監査役は、本制度の対象外とします。)

(3) 信託期間

2019年8月(予定)から本信託が終了するまで(なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規則の廃止等により終了します。)

(4) 信託金額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、2020年3月末日で終了する事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度(以下、当該4事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「次期以降対象期間」といいます。また、当初対象期間と次期以降対象期間をあわせて「対象期間」といいます。)およびその後の各次期以降対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、上記(3)の信託期間の開始時に、当初対象期間に対応する必要資金として、180百万円(うち取締役分152百万円)を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として次期以降対象期間ごとに、135百万円（うち取締役分114百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、135百万円（うち取締役分114百万円）を上限とします。

なお、当初対象期間のみ4事業年度の期間とし、次期以降対象期間を3事業年度ごとの期間としておりますのは、現中期経営計画（2020年3月末日で終了する事業年度まで）の残存期間を勘案し、当初対象期間については現中期経営計画の残存期間（1事業年度）と次期中期経営計画の期間（3事業年度を予定しております。）を合算した期間と合致させることが相当と判断したためであります。

当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、6万株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規則に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規則に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。

ただし、役員株式給付規則に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規則の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 資産管理サービス信託銀行株式会社)
- ④受益者 : 取締役等を退任した者のうち役員株式給付規則に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2019年8月 (予定)
- ⑧金銭を信託する日 : 2019年8月 (予定)
- ⑨信託の期間 : 2019年8月 (予定) から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

(その他の注記)

本連結計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 2019年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	102,026	流動負債	48,084
現金及び預金	30,963	買掛金	16,826
受取手形	56	短期借入金	700
売掛金	40,953	1年内返済予定の長期借入金	0
商品及び製品	14,543	未払金	3,221
仕掛品	1,212	未払費用	819
原材料及び貯蔵品	6,078	未払法人税等	3,656
前払費用	334	未払消費税等	510
短期貸付金	6,596	預り金	19,952
未収入金	872	賞与引当金	2,164
その他	439	資産除去債務	147
貸倒引当金	△24	その他	84
固定資産	107,991	固定負債	18,576
有形固定資産	36,040	長期借入金	7,950
建築物	12,228	繰延税金負債	10,126
構築物	3,475	執行役員退職慰労引当金	89
機械及び装置	6,642	資産除去債務	28
車両運搬具	51	その他	381
工具、器具及び備品	1,063	負債合計	66,661
土地	11,079	(純資産の部)	
リース資産	12	株主資本	119,094
建設仮勘定	1,487	資本金	17,742
無形固定資産	813	資本剰余金	15,113
借地権	88	資本準備金	15,113
ソフトウェア	464	利益剰余金	88,384
リース資産	224	利益準備金	3,156
その他	36	その他利益剰余金	85,227
投資その他の資産	71,138	固定資産圧縮積立金	3,502
投資有価証券	51,170	別途積立金	27,800
関係会社株式	12,354	繰越利益剰余金	53,924
関係会社出資金	2,739	自己株式	△2,145
長期貸付金	851	評価・換算差額等	24,262
長期前払費用	393	その他有価証券評価差額金	24,262
前払年金費用	2,981	純資産合計	143,356
その他	646	負債・純資産合計	210,018
貸倒引当金	△0		
資産合計	210,018		

損益計算書 2018年4月1日から2019年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		130,943
売 上 原 価		91,067
売 上 総 利 益		39,875
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,479
営 業 利 益		21,396
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,018	
不 動 産 賃 貸 料	295	
為 替 差 益	79	
そ の 他	360	3,753
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	88	
そ の 他	302	390
経 常 利 益		24,759
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	63	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,035	
受 取 保 険 金	57	1,157
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	27	
減 損 損 失	84	
災 害 に よ る 損 失	234	
固 定 資 産 除 却 損	19	
そ の 他	2	367
税 引 前 当 期 純 利 益		25,549
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,939	
法 人 税 等 調 整 額	△259	6,679
当 期 純 利 益		18,869

株主資本等変動計算書 2018年4月1日から2019年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2018年4月1日残高	17,742	15,113	0	15,113	3,156	3,567	27,800	47,857	82,382	△ 4,522	110,715
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△ 6,478	△ 6,478		△ 6,478
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 64		64	—		—
当期純利益								18,869	18,869		18,869
自己株式の取得										△ 4,012	△ 4,012
自己株式の処分			0	0						0	0
自己株式の消却			△ 6,389	△ 6,389						6,389	—
自己株式処分差損の振替			6,389	6,389				△ 6,389	△ 6,389		—
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	—	—	△ 0	△ 0	—	△ 64	—	6,067	6,002	2,377	8,378
2019年3月31日残高	17,742	15,113	—	15,113	3,156	3,502	27,800	53,924	88,384	△ 2,145	119,094

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計	
2018年4月1日残高	26,298	26,298	137,014
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 6,478
固定資産圧縮積立金の取崩			—
当期純利益			18,869
自己株式の取得			△ 4,012
自己株式の処分			0
自己株式の消却			—
自己株式処分差損の振替			—
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）	△ 2,036	△ 2,036	△ 2,036
事業年度中の変動額合計	△ 2,036	△ 2,036	6,342
2019年3月31日残高	24,262	24,262	143,356

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法であります。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法であります。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法であります。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

総平均法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用)は社内利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により発生翌期から損益処理することとしております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(4) 執行役員退職慰労引当金

執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

4. その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

(「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」の適用に伴う変更)

「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	15百万円
構築物	0百万円
土地	12百万円
計	29百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定を含む）	0百万円
-------------------	------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 104,496百万円

3. 有形固定資産の在庫補助金等による圧縮記帳累計額

有形固定資産に係る在庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は、建物463百万円、構築物18百万円、機械及び装置355百万円、工具、器具及び備品22百万円、計859百万円であります。

4. 保証債務

(1) 他の会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行っております。

PT. エヌ・オー・エフ・マス・ケミカル・インダストリーズ	421百万円
エヌ・オー・エフ・ヨーロッパ GmbH	7百万円
計	429百万円

(2) 関係会社の債権流動化に対し、債務保証を行っております。

油化産業㈱他1社	544百万円
----------	--------

5. 債権流動化に伴う買戻義務 1,164百万円

6. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	24,613百万円
長期金銭債権	851百万円
短期金銭債務	20,709百万円
長期金銭債務	119百万円

7. 関係会社に対するCMS貸付限度額

当社グループ全体の効率的な資金運用・調達を行うため、キャッシュ・マネジメント・システム（以下「CMS」）を導入しております。グループ会社16社とCMS基本契約を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。この契約に基づく当事業年度末の貸付未実行残高は次のとおりであります。

CMSによる貸付限度額総額	14,380百万円
貸付実行残高	6,346百万円
差引額	8,033百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	45,802百万円
仕入高	10,656百万円
その他営業取引高	7,769百万円
営業取引以外の取引高	2,150百万円

2. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性低下に係る損益

収益性の低下による簿価切下額（前期戻入額相殺後）	279百万円
--------------------------	--------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	671,490株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	671百万円
退職給付引当金	727百万円
棚卸資産評価損	230百万円
未払事業税	236百万円
減損損失	345百万円
執行役員退職慰労引当金	27百万円
未払費用	26百万円
ゴルフ会員権評価損	49百万円
資産除去債務	54百万円
関係会社株式および投資有価証券評価損	296百万円
長期未払金	19百万円
その他	460百万円
繰延税金資産小計	3,147百万円
評価性引当額	△ 385百万円
繰延税金資産合計	2,761百万円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△10,677百万円
固定資産圧縮積立金	△ 1,573百万円
退職給付信託設定益	△ 633百万円
その他	△ 3百万円
繰延税金負債合計	△12,888百万円
繰延税金負債の純額	△10,126百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	31.00 (%)
(調整)	
受取配当等益金不算入項目	△ 2.51
税額控除	△ 1.45
その他	△ 0.90
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.14

(関連当事者との取引に関する注記)
 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科 目	期末残高
子会社	日本工機(株)	所有 直接 95%	当社製品の製造 資金の貸付	資金の貸付 (注2)	418	短期貸付金 長期貸付金	4,043 101
子会社	日油技研工業(株)	所有 直接100%	当社製品の製造 資金の預り	資金の返済 (注2)	△354	預り金	6,110
子会社	NOFメタル コーティングス(株)	所有 直接100%	資金の預り	資金の預り (注2)	748	預り金	4,256
子会社	油化産業(株)	所有 直接100%	当社製品の販売 資金の預り	製品の販売 (注1) 資金の返済 (注2)	28,042 △305	売掛金 預り金	11,019 4,418
子会社	エヌ・オー・エフ・ ヨーロッパGmbH	所有 直接100%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	7,019	売掛金	3,104

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、主に市場価格や製造原価に基づいております。

(注2) 資金の預りおよび貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保の受入および提供は行っておりません。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,703.19円
1株当たり当期純利益	222.04円

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2019年5月9日開催の取締役会において、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を2019年6月27日開催の第96期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することいたしました。

詳細は連結注記表の(重要な後発事象に関する注記)をご参照ください。

(その他の注記)

本計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

日油株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池内基明 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川脇哲也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日油株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

日油株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池内基明[Ⓔ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川脇哲也[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日油株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの会社の支配に関する基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

日油株式会社 監査役会

常勤監査役	大坪	啓	㊟
常勤監査役	加藤	一成	㊟
社外監査役	田中	愼一郎	㊟
社外監査役	田原	良逸	㊟

以上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
株主確定基準日	(1) 定時株主総会議決権行使株主 3月31日 (2) 期末配当金受領株主 3月31日 (3) 中間配当金受領株主 9月30日 (4) その他必要あるとき あらかじめ公告して定めた日
公告の方法	電子公告の方法により行います。 ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL (http://www.nof.co.jp/)
単元株式数	100株
上場取引所	株式会社東京証券取引所
株主名簿管理人 (特別口座管理機関)	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社

株式に関するご案内

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵便物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問い合わせ先		フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝日を除く9:00~17:00)
各種手続のお取扱 (住所変更、株主配 当金受取り方法の変 更等)		みずほ証券 本店および全国各支店 プラネットブース(みずほ銀行内 の店舗)でもお取り扱いいたします。 みずほ信託銀行 本店および全国各支店 (トラストラウンジを除く)
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行およびみずほ銀行の本店および全国各支店 (みずほ証券では取次のみとなります)	

当社は、インターネットのホームページにて、決算計算書類、決算短信など最新のIR情報を提供しております。

アドレスは、<http://www.nof.co.jp/>です。

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing a memo.

MEMO

A series of 21 horizontal dashed lines for writing.

MEMO

Series of horizontal dashed lines for writing a memo.

 **NOF CORPORATION**



**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。